

令和2年度の定期報告から

対象規模と共同住宅の報告時期が変わります

令和2年度から、①神戸市の定期報告の対象規模と②共同住宅の報告時期が変更になりました。これまで報告対象の建築物でも、報告が不要となる可能性がありますので、下記をご確認のうえ報告をお願いいたします。あわせて指定建築設備の対象規模も変わりますのでご注意ください。

①【対象規模の変更】 _____部分が変更部分です。

該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの、又は用途部分が避難階のみにあるものは対象外です。（避難階とは直接地上へ通じる出入口のある階をいいます）

	用途	規模又は階 (左記の用途に供する部分の床面積が、下記のいずれかに該当するもの)	
		従来(令和2年3月まで)	現行
1	劇場、映画館又は演芸場	①地階の部分で100㎡を超えるもの	①地階の部分で100㎡を超えるもの
2	観覧場(屋外にあるものを除く。)、公会堂、集会場(100㎡を超える集会室があるものに限る。)	②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で200㎡を超えるもの ④主階が1階にないもの(劇場、映画館又は演芸場に限る。) ※1	②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③客席が200㎡以上のもの ④主階が1階にないもの(劇場、映画館又は演芸場に限る。) ※1
3	体育館(学校に附属するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	①3階以上の部分で100㎡を超えるもの ②建物全体で2,000㎡以上のもの	変更ありません
4	学校又は体育館(学校に附属するものに限る。)	①地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの	変更ありません
5	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場	①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で500㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの	①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で 3,000㎡以上 のもの ④2階の部分で500㎡以上のもの

6	病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等 ※2 共同住宅及び寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る)	① 地階の部分で 100 m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m ² を超えるもの ③ 建物全体で 300 m ² を超えるもの ④ 2階の部分で 300 m ² 以上のもの	① 地階の部分で 100 m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m ² を超えるもの ③ (削除) ④ 2階の部分で 300 m ² 以上のもの
7	ホテル又は旅館		
8	事務所その他これに類するもの	左の用途に供する部分の床面積が、建物全体で 1,000 m ² を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が 5 以上であるもの	変更ありません
9	共同住宅 ※3	① 地階の部分で 100 m ² を超え、かつ、建物全体で 500 m ² を超えるもの ② 6階以上の部分で 100 m ² を超え、かつ、建物全体で 500 m ² を超えるもの	① 地階の部分で 100 m ² を超え、かつ、建物全体で 500 m ² を超えるもの <u>(ただし、地階に住戸または住戸からの避難経路がある場合に限る)</u> ② 6階以上の部分で 100 m ² を超え、かつ、建物全体で 500 m ² を超えるもの
10	公衆浴場	①地階の部分で 100 m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m ² を超えるもの ③建物全体で 3,000 m ² 以上のもの ④ 2階の部分で 500 m ² 以上のもの	変更ありません
11	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	①地階の部分で 100 m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m ² を超えるもの ③建物全体で 500 m ² を超えるもの ④ 2階の部分で 500 m ² 以上のもの	① 地階の部分で 100 m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m ² を超えるもの ③ 建物全体で 3,000 m²以上 のもの ④ 2階の部分で 500 m ² 以上のもの
<p>備考 ※1 「主階」とは、客席のある階をいいます。</p> <p>※2 「児童福祉施設等」とは、令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等（要援護者の収容施設があるものに限る。）をいいます。</p> <p>※3 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームを除きます。</p>			

② 【共同住宅の報告時期の変更】

報告対象規模の共同住宅のうち 所在する区により報告年度が変わります。

令和 3 年度 中央区・兵庫区・長田区

令和 4 年度 東灘区・灘区

令和 5 年度 北区・須磨区・垂水区・西区

以降 3 年毎の報告

【問い合わせ先】神戸市建築住宅局安全対策課

電話 078-595-6571